

**【記入例 (26頁 (2))】 定年60歳、希望者全員を65歳まで継続雇用の例**  
**<定年年齢到達者が3名(うち女性2名)、希望者全員継続雇用の上限年齢到達による退職者が2名(うち女性1名)いる場合>**

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和8年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。  
 厚生労働大臣 殿  
 令和 8年 6月 1日

①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	かぶしきがいしゃ こうせい		②(ふりがな)	こうせい たろう										
株式会社 厚生	株式会社 厚生		代表者氏名 (法人の場合)	厚生 太郎										
③住所 {法人にあっては主たる事業所の所在地}	〒(111-1111) 東京都〇〇区△△□-□		電話番号	99 (5253) 1111										
④法人番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

⑤産業分類番号	5.0	事業の具体的内容	{ 〇〇〇〇〇〇 }	⑥労働組合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> イ あり <input type="checkbox"/> ロ なし	⑦雇用保険適用事業所番号	99999-9999999-9
---------	-----	----------	------------	----------	--	--------------	-----------------

⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input checked="" type="checkbox"/> ロ 定年あり (定年年齢 60 歳)
⑨定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり (令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり (令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input checked="" type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし

⑩継続雇用制度	<input checked="" type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 (i) 65歳以下 ( <input checked="" type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> ハ) 関連会社等 (ii) 65歳超 <input type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ) 子会社等 <input type="checkbox"/> ハ) 関連会社等 <input type="checkbox"/> ニ) その他の会社 →b 対象 → <input checked="" type="checkbox"/> イ) 希望者全員を対象 ( 65 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 ・基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) → <input type="checkbox"/> ロ) 基準に該当する者を対象 ( 歳まで雇用 ・基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)
---------	--

⑪継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで雇用) →内容 (□(イ) 新規導入 □(ロ) 上限年齢の引上げ □(ハ) その他) <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし
-----------------	---

⑫創業支援等措置 (65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置 (□(イ) 業務委託 □(ロ) 自社が実施する社会貢献事業 □(ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 □(ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業) →b 過半数労働組合等の同意 (□(イ) 同意を得ている □(ロ) 同意を得ていない) →c 対象 → <input type="checkbox"/> イ) 希望者全員を対象 ( 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) → <input type="checkbox"/> ロ) 基準に該当する者を対象 ( 歳まで就業支援 ・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) <input checked="" type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置を実施していない (運用により創業支援等を実施する場合を含む)
----------------------------------	---

⑬創業支援等措置の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで就業支援) →内容 (□(イ) 対象者限定基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他) <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている (過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input checked="" type="checkbox"/> ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし
------------------	---

⑭65歳を超えて働ける制度等 (⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。) の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている → (□(イ) 該当する者を 歳まで雇用 □(ロ) 上限年齢を規定していない) <input checked="" type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない → (□(イ) 導入予定あり □(ロ) 検討中 □(ハ) 65歳を超えて雇用等する慣行がある <input checked="" type="checkbox"/> ニ) 予定なし
--	--

⑮常用労働者数 (うち女性)	総数 300人 (150人)	～44歳 250人 (125人)	45～49歳 10人 (5人)	50～54歳 10人 (5人)	55～59歳 10人 (5人)	60～64歳 10人 (5人)	65～69歳 6人 (3人)	70歳～ 4人 (2人)
⑯過去1年間の離職者の状況 (うち女性)	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 2 人 (うち女性 1 人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 1 人 (うち女性 0 人)							

⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)	(a) 定年到達者の総数 (b)+(c)+(e)	(b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等
	3人 (2人)	3人 (2人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	2人 (1人)

⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)	(a) 定年到達者等の総数 ((b)+(c)+(f)+(g)+(h))	(b) 定年退職者数等 (継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数 (継続雇用の更新を含む。)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等)	(g) 業務委託契約制度を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)

65歳を超えて働ける制度がないため、⑱欄の記入は必要ありません。

⑲65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況 (うち女性)	(a) 継続雇用を希望しない者 (b)+(c)+(d)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数	(d) 継続雇用等終了者数等 (基準に該当しない者)
人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)

高年齢者等推進者 役職 総務部長 氏名 労働 次郎 記入担当者 所属及び役職 総務部総務第一係長 氏名 労働 花子

※事業主は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) に基づき、毎年、高齢者等の雇用に関する状況等を報告しなければなりません。 (提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑩・⑫・⑬・⑭・⑮欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑱欄は記入しないでください。

**<記入上の注意点>**  
 イ ⑰欄(a)に、定年年齢到達者数を記入してください。  
 ロ イの内訳を、(b), (c), (e)に記入してください ((a) = (b) + (c) + (e)となります。)  
 ハ ⑰欄(f)に、希望者全員継続雇用の上限年齢到達者数を記入してください。

就業規則等で継続雇用制度を定めている場合でも、対象者を限定する基準に具体的・客観性がない場合は、「ロ」を選択してください。